

訪問看護ステーションあゆみ 運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社あゆみが設置する訪問看護ステーションあゆみ（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
 - 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

- 第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行うものとする。
 - 6 前5項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーションあゆみ
- (2) 所在地：長野市大字風間 1100-415

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護

は次のとおりとする

- (1) 管理者：看護師1名（常勤職員）、訪問看護師と兼務
管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- (2) 看護職員：常勤換算2.5名以上（うち1名以上は常勤職員）
看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。
- (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士：実状に応じた適当数。
看護業務の一環としてのリハビリテーションを実施する。
- (4) 事務職員：実状に応じた適当数。必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：365日営業日とする。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間：午前9時から午後5時とする。
- (4) 営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明、提供
利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載し提供する。
(サービス内容の例)
 - ① 病状・障害の観察
 - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - ③ 食事および排泄等日常生活の世話
 - ④ 床ずれの予防・処置
 - ⑤ リハビリテーション
 - ⑥ ターミナルケア
 - ⑦ 認知症患者の看護
 - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
 - ⑨ カテーテル等の管理
 - ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 訪問看護計画書に基づく指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

- (3) 訪問看護報告書の作成
- (4) 主治医等関係者への情報提供

(指定訪問看護の利用料等)

第8条 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）によるものとする。

2 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割～3割の支払いを受けるものとする。

予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成

- 18年3月14日厚生省告示第127号)によるものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。徴収額は料金表の定める額とする。
- 4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- (通常の事業の実施地域)
- 第9条 通常の事業の実施地域は、長野市(豊野、戸隠、大岡、鬼無里、信州新町、中条、松代町は除く)の区域とする。
- (緊急時等における対応方法)
- 第10条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
- (衛生管理等)
- 第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
- (苦情処理)
- 第12条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (その他運営に関する留意事項)
- 第13条 本事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契

- 約の内容とする。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- (虐待防止に関する事項)
- 第14条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等防止のため次の措置を講じるものとする。
- 2 事業所は合同会社が立ち上げた委員会に所属し、定期的に虐待防止のための対策を検討する委員会を開催、指針の整備をし、その結果を従業員へ周知徹底、定期的な研修(年1回以上)を行うものとする。
- 3 サービス提供中に、従業員、または利用者の家族(家族・同居人など)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合(疑いを含む)は、速やかにこれを市町村に通報し、事実確認に協力するものとする。
- 4 その他、虐待に関する詳細については、当事業所虐待防止委員会の指針に準ずる。
- (ハラスメント防止に関する事項)
- 第15条 本事業所は、適切なサービスを提供する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するため、事業所が立ち上げた委員会に所属し、必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、利用者その家族よりハラスメント(暴行・脅迫などの違法な行為、暴言や人格を否定するなど正当な理由がない過度な要求)を受けた場合、契約を修了することができることとする。
- (業務継続計画の策定等)
- 第16条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する継続的な訪問看護の提供の実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とする)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、委員会へ所属し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。
- (身体拘束の適正化)
- 第17条 本事業所は、利用者または利用者家族等の生命または身体を保護するため、緊急ややむを得ない場合を除き身体拘束は行わない。
- 2 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録する。
- (認知症介護研修の取り組み)
- 第18条 本事業所は、認知症についての理解と更なる知識向上のために、年1回以上研修会に参加する。

附 則

- この規定は、平成27年11月1日から施行する。
- この規定は、平成29年10月18日改訂。
- この規定は、平成29年5月11日改訂。
- この規定は、令和3年4月1日改訂。
- この規定は、令和5年5月1日改訂。
- この規定は、令和6年6月1日改訂。
- この規定は、令和7年3月10日改訂。

